

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法（平成24年4月1日施行）に基づき、他への感染のおそれのある生徒は登校できないことになっています。下記の感染症に罹患した場合、出席停止の扱いになりますので、主治医の指示に従って十分に静養なさってください。治癒後に登校する際には、別紙の登校許可証を主治医の先生に記入していただき、提出いただくようお願いします。

分類	特徴	該当する感染症	出席停止期間
第1種	発生はまれだが、重大な感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1型)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、 新感染症	治癒するまで
第2種	飛沫感染し、流行拡大のおそれがある感染症	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1型および新型インフルエンザ等感染症をのぞく)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行性拡大の可能性の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで

◇第2種の感染症については、病状により医師より感染のおそれがないと認めたときは上記の限りではない。

年 月 日

生徒・保護者 各位

富山県立雄峰高等学校長

学校感染症 登校に係る措置について

学校感染症に該当するときは、他の生徒へ感染するおそれがある間は登校してはいけません。

主治医の許可を得て、登校許可証をもって登校してください。

病院記入欄

登校許可証

クラス 氏名

病名

上記の疾病で 月 日から 月 日まで療養中であったが、
主要症状が消退し、感染のおそれがないものと認めます。

年 月 日

医療機関